



服装の可否に関する目安 (ボトムス、その他)



種別	DRESS CODE 1	DRESS CODE 2	DRESS CODE 3
スラックス・スカート	◎	○	○
チノパン	×	○	○
ワイドパンツ	△ ※セットアップのみ可	○	○
ジーンズ	×	×	×
スウェット	×	×	×
ハーフパンツ・ミニスカート (ショートパンツ含む)	×	×	×
革靴 (ローファー、スノーブーツ含む)	◎	○	○
スニーカー (ランニングシューズ含む)	×	△ ※華美なものでなければ可	○
パンプス	◎	○	○
サンダル (ヒールの有無問わず、 クロックス等も含む)	×	×	△ ※執務室内に限り可 ただし、来庁者がある際は 履き替えること

- ※1 上記の表における「DRESS CODE」は所属ごとで常に一律に規定するものではない（所属によってTPOに合わせた柔軟な対応とすること）
- ※2 いずれの「DRESS CODE」の場合に関しても、いわゆる正装（スーツ、ネクタイ）の着用を妨げるものではない
- ※3 ノースリーブ等の場合でも、肌の露出が大きいものについては不可とする
- ※4 議会対応時の服装は、別途議会の取り決めに従うこと
- ※5 イベントの性格上、統一的な服装が必要なときは、指定の服装を着用することができる
- ※6 その他作業服など、所属ごとに業務に必要な服装については適宜、所属長が判断し認めることとする